

言語とヘゲモニー

1

一九二六年十一月のファシスト政権による投獄から半年たらずの後、一九二七年三月十九日、グラムシは「永遠のため」の知的探究の構想を、義姉タチアーナ宛書簡に記しているが、そこであげられている四つの主題のうち二番目はつぎのようなものだ。「(2) 比較言語学の研究!……もちろん、この問題の方法論的で純理論的な面だけを扱うことになるでしょうが、この面こそは、青年文法学派に反対する新言語学派の新見地からは、包括的、体系的に扱われたことが一度もなかったのです。」

それから約二年後、やっと獄房のなかでの執筆許可がおりるや、グラムシは、一九二九年二月八日の日付をも

糟谷啓介

つ「ノート1」の冒頭に、論すべき主題をよりくわしく十六箇条にまとめたかかげるのだが、そのうちのふたつは言語にかんするものだ。十二番目の「イタリアにおける言語問題。マンゾーニとG・I・アスコリ」、十五番目の「青年文法学派と新言語学派」(「この円い机は四角い」)がそれである。この『獄中ノート』の執筆は、その後たえまなく進められ、全29冊に及ぶ膨大なものとなるのだが、二度と回復することのなかった心身の極度の衰弱のため、一九三五年にうちきられる。そして、その最後の「ノート29」は、「文法研究入門」と題され、念願であった言語論の完成がめざされているのである。⁽³⁾

このようになちよとした観察だけからでも、言語がグラムシの探究の重要な対象であったことがわかるはずだ。

言わば、言語論は『獄中ノート』のはじめとおわりを結ぶ環をなしているのである。グラムシは、トリノ大学在学中、イタリア新言語学派 (neolinguistica) の創始者マッテオ・バルトリのもとで言語学を専攻していたことはよく知られている。⁽⁴⁾しかし、「ノート29」にかぎらず、『獄中ノート』にちりばめられた言語論は、そうした学生時代の関心のなごりとしてとらえることはできない。グラムシ研究はこの点をほとんどなおざりにしていたが、一九七九年に出版されたフランコ・ロビバロの『グラムシにおける言語、知識人、ヘゲモニー』⁽⁵⁾は、〈言語学者グラムシ〉のすがたをうきばりにした。ロビバロによれば、言語への理論的関心は、グラムシの思想形成をその出発点からささえる重要な柱となっている。『獄中ノート』において、言語論は、知識人論、ヘゲモニー論、フォークロア論などの『獄中ノート』をおりなすさまざまな主題と深くからみあっており、ときにはそれらの解釈の決定的な鍵をあたえてもいる。グラムシは、唯物弁証法の見方を言語に機械的にあてはめたのではなく、言語という具体的な対象、とくに言語改新の伝播の様相を、バルトリの言語学のみならずをかりて理論的に考察したの

であり、じつは、『獄中ノート』の思想の核をなすヘゲモニーの概念はそこから生まれたのだというのである。

この論文は、広い射程をもつグラムシの言語論を総括的にあつかうものではない。紙幅がそれを許さないし、なにより、そうすればロビバロの本の要約と祖述におわりかねない。したがって、ここでは、ロビバロが不十分にしか論じていない点とわたしなりの批判点を論じるとどめる。

2

「この円い机は四角い」。グラムシはこの文がよほど気になっていったようだ。すでに見た「ノート1」の冒頭だけでなく、『獄中ノート』の他の箇所でもこの文が言及されているし、「ノート29」における文法論は、この文の考察からはじまっているのである。

「この円い机は四角い」という文は、クロウチュエが『美学の諸問題』のなかで一章をささげて論じたものである。⁽⁶⁾もともと、言語学者シュタインタールが、論理学と文法とのあいだの境界設定のために、論理学からは

排されるが、文法のがわからは受け入れられる例としてこの文をあげたのである。ところが、クローチエにとって、この文は文法の地位を保証するものでなく、その逆であった。クローチエによれば、この文の示す事態は、「論理的意識」の領域において「思考不可能」であるばかりでなく、「美的意識」にとっても「想像不可能」である。「理論的精神」の二大カテゴリーである悟性と直観の領域からはしめだされるこのような文を対象にしろるかぎり、「文法は科学的理論的価値をもたない」。文法は教育や記憶の方便としての実用的手段にすぎない。したがって、シュタインタールの言うように、文法家はこの文を前にして「満足する」もしないもない。ただ黙って論理学と美学の判断に道をゆずるだけだ、とクローチエは論ずる。

ところが、グラムシは、クローチエの断定とはうららに、「この円い机は四角い」という文は「〈表現的〉」であり、それゆえ正当化しうる」と見る。おどろくべきことにグラムシは、クローチエ自身には表象不可能かもしれないが、「そのような文は、〈狂人〉や精神異常者の表象のなかにあらわれて、絶対的な表現の価値をかくとく

することもありうる」と言うのである。そのことは、非文法的な表現であったとしてもかわりが無い。「〈文法的に正確〉でないものでも、直截に機械的な表現の特定の論理においてではなく、よりひろい包括的な表象の要素として見るなら、美学、論理学等々の観点から、すべて正当化しうる」。

グラムシは、クローチエに反対して、文法が理論的価値をもつと主張するわけではない。美的直観にもとづく個人の一回かぎりの表現行為のなかにのみ言語の本質を見るクローチエの言語観全体を批判したのである。文法は実用のための手段にすぎないと見るクローチエの文法観は、そこからの必然的帰結であった。ところが、文法は、ある環境において、一定の世界観を背後にもちながら強力な社会的論理となるのであり、グラムシはむしろそこにこそ文法、ひいては言語という存在の秘密がかくれていると見た。

そこでグラムシは、「文法は(集团的)国民的言語活動の一定の段階の(写真)である」と述べ、言語の社会的の次元を強調するのだが、この定義はとりあえずのものでしかない。後にふれるように、「実践的問題」は、

「そうした写真は何のためか」というものだからであり、⁽¹²⁾ によりもまず、文法そして言語そのものが単一の実体をかたちづくっていないからである。

グラムシは、言語が閉ざされた均質的全体をなすとは考えない。「〈ことば (linguaggio)〉は本質的にひとつの集合名詞であり、時間においても空間においても、〈単一の〉物を想定しない。ことばは文化でもあり、哲学でもある (日常感覚の段階においてさえ)。したがって、〈ことば〉という事実は、じっさいには、だいたいのところ⁽¹³⁾で有機的に凝集し秩序だった諸事実の多様体である」。言語は、さまざまな方向づけをもつ多種多様な運動が生まれては消え、ぶつかりあい交錯しあう場なのだ。「言語の歴史は言語の改新の歴史」であり、しかも「言語に単性生殖は存在せず」、あるのは「さまざまな文化の諸干渉による改新」のみである。⁽¹⁴⁾ここに、音韻法則にもとづく言語系統樹の考えを否定したバルトリの思想の反響を見るのはたやすい。グラムシによれば、バルトリが言語学にもたらした革新の本質は、「それまで見すばらしくも自然科学としてとらえられてきた言語学を歴史科学とし、その根源を、生理学的にとらえられた発音器

官のなかにではなく、〈空間と時間のなかに〉もとめた」ことにある。⁽¹⁵⁾ここでバルトリと対立させられているのが、青年文法学派の立場であることは言うまでもない。かれらが金科玉条としていた音韻法則の絶対性の根拠は、人間の発音器官の構造の同一性にもとめられていた。しかし、〈絶対的歴史主義者〉グラムシにとって、歴史という多様性の運動を時間と空間の限定なしに普遍的に支配する第一原因など存在しないのである。そして、言語を〈空間と時間のなかに〉見ないという点では、クローチエの流れをくむ觀念論言語学もおなじであり、かれらのかかげる〈美的直観〉という超越的カテゴリーは、言語を非歴史化するものととらえられた。だからこそ、グラムシは、バルトリの提唱した新言語学の理論的基礎をクローチエ哲学にもとめたバルトーニを徹底的に批判し、それはかつての修辞学への逆もどりでしかないと酷評するのである。⁽¹⁶⁾

3

言語が均質的実体ではない以上、それを画一的に統御する文法なるものも存在しない。「文法とは何か」とい

う問いは、ありもしない文法の単一の本質を想定する点で、非歴史的な問いかけである。グラムシが提出するのは、それとはべつの問いである。すなわち、「何種類の形式の文法が存在しうるか。」⁽¹⁷⁾

まずグラムシは、「言語活動そのものに〈内在する〉文法」をあげる。「ひとはそれと知ることなしに〈文法にしたがって〉話す」のであり、「理論的にはだれもが自分自身の文法をもっている」ことになる。これに對置されるのが、言語集団内部での「相互の規制、相互の教育、相互の〈検閲〉」によってつくられる「〈規範〉文法」である。その役割は、「文法的順応主義を決定する、つまり〈規範〉を安定させる」ことにある。⁽¹⁸⁾ 注意すべきは、このレベルにおいて、〈規範文法〉は「自発的に」形成されるということだ。つまり、それは書かれる、ひつようがない。したがって、地域、階層に依じてさまざまな〈規範文法〉が、社会生活のなかにうめこまれて存在しうることになる。言うまでもなく、グラムシの言う〈順応主義 (conformismo)〉には、侮蔑的な意味あいはまったくない。のちにふれるように、〈順応主義〉は〈ヘゲモニー〉形成の本質的要素なのである。

〈内在的文法〉と〈規範文法〉とは、それぞれが靜的に對置しているのではなく、對立、吸引、干渉などの複雑なからみあいのなかにある。言わば、〈非文法性〉とは、これら複数の文法どうしの對立と排除を、一定の文法の観点に立ってとらえたときに生ずる概念にすぎない。さらに、このふたつの形式の文法の對立は、個人と社会との對立というよりも、言語の運動それじたいがもつ拡散と統合の契機をあらわしていると見たほうがよい。グラムシは、個人と社会がそれぞれ自存する実体であるとは考えていないからだ。そして、言語の統合は、コミュニケーションの要求としてよりも、〈順応主義〉の社会的ちからがおしすすめるものとなる。

しかし、この〈規範文法〉が書かれたものとなるとき状況は一変する。「書かれた〈規範文法〉は、統一した国民的言語順応主義をつくりだすために、国土全体、〈言語総量 (volume linguistico)〉全体を包括しようとする。それによって、表現の〈個人主義〉はいっそう高いレベルにおしあげられる。なぜなら、国民的言語有機体にたいして、より堅固で均質的な骨組がつくりだされ、ひとりひとりの個人はその反映となり解釈者となるから

だ(テラー・システムと独学方式)⁽¹⁹⁾。」

さらにグラムシは、こうつづける。「書かれた規範文法は、それゆえつねにひとつの(選択)、文化の方針づけである。つまり、文化的―国民的な政治行為である⁽²⁰⁾」。たんに、国民的言語順応主義をつくるために、なんらかの政治権力が介入するから、(書かれた規範文法)が政治行為となるわけではない。現実の混質的な言語状態のなかから、均質的全体を抽出し、達すべき文化目標として設定するという行為をしたいが、政治的なのである。

それでは、(規範文法)とはべつの目的をもつ(歴史文法)はどうか。ここでグラムシが念頭においているのは、十九世紀に生まれた比較言語学であるが、グラムシはそれを中立的な科学の地位にまつりあげはしない。「言語を文化的現象として研究することは、政治的要求から生まれたものである(このことは多かれ少なかれ意識され、また意識的に表明された)以上、規範文法の必要性は歴史文法に、とりわけその(立法的概念設定(concezioni legislative))に影響した(少なくとも、この伝統的な要因が、前世紀において、自然主義的―実証主義的方法を言語史の研究にあてはめることを促進し、それが(こ

と)は科学)であると思ひこまれたのである)。」

ロビバロは、若き日のグラムシが、音韻法則の盲目的作用を説く青年文法学派と、経済決定論にもとづき歴史の発展法則の不可侵性を説く第二インターナショナルとに認識論的連続性を見ていたと指摘するが、その視点はこの『獄中ノート』の最後にあってもつらぬかれていると見ることが出来る。たしかに、グラムシの批判の対象のひとつがクロッチェ流観念論言語学であったことは言うまでもないが、そのことは、ロシエロの言うように、『獄中ノート』における青年文法学派への批判は、バルトリの批判を復唱しているにすぎず、さしたる実質性をもたないということの意味しない。あくまでグラムシの目ざしたのは、青年文法学派の実証主義とクロッチェ言語学の観念論を同時に同じ地点から批判することであり、それはひいては、経済決定論と自由主義の両面批判というグラムシの政治的課題と認識論的同型性をもつのである。

すでにグラムシは、科学じたいが「裸の客観的概念としては現われず、つねにイデオロギーをまとっている」と述べていた⁽²⁴⁾。規範を設定することはせず、科学的な記

述をめぐすからといって、〈政治性〉からのがれられるわけではない。ただし、グラムシが言いたいのは、科学の階級拘束性などといった陳腐な議論ではない。問題は、科学的方法に内在する対象認識にかかわるのであり、〈立法的概念設定〉という語はそのことを表わしている。

グラムシはこう言っている。『科学』そのものが何であるかという問題を提起しなければならぬ。科学は人間を変え、以前の彼とはちがったものにするのだから、それじたいが、『政治活動』と政治思想ではないか。

……科学がこれまで未知であった現実の『発見』であるならば、この現実はある意味で超越的なものと理解されはしないか。『未知』の何ものか、したがって超越的な何ものかが、なお存在するものと考えられはしないか。そして『創造』としての科学観は、やがて『政治』としてのそれを意味しないか。⁽²⁵⁾

もしかすると、わたしたちは、グラムシの〈反実在論〉について語ることができるかもしれない。客観性の概念そのものが否定されるわけではない。認識主体も認識対象も、前もって与えられているのではなく、歴史のなかの実践過程のなかで形成されるのであるから、ゆい

いつの客観性の基準が永遠に妥当するものとしては存在しないというだけだ。「科学は歴史のカテゴリーである」⁽²⁶⁾というグラムシの言は、バラダイム論を知っているわたしたちとしては、その言わんとすることをすなおに理解することができぬ。ただし、そこで表明されているのは、相対主義の立場ではなく、〈絶対的歴史主義〉と結びついて、いかなるかたちの超越性の介入をも拒む〈内在性の哲学〉である。

4

「ノート29」にもどろう。ロッシバロは、この「ノート29」は〈政治権力〉と〈言語権力〉の「同型性」⁽²⁷⁾を語ったものであり、「権力についてのグラムシ理論の最終的定式化」⁽²⁸⁾をふくんでいると言う。書かれる以前に〈規範文法〉が存在するということは、「言語権力と政治権力は、明示的にコード化される以前に、すでに自生的に拡散して存在している」⁽²⁹⁾ことをしめしている。そして、さらにロッシバロは、ボッピオの解釈を参照しながら、〈自発的規範文法〉が市民社会における自発的同意にもとづく〈ヘゲモニー〉に、〈書かれた規範文法〉が政治

社会における人為的強制にもとづく「ヘディッタトゥーラ」にあたるとして、つぎのようなグラムシの言が、市民社会Ⅱ同意の政治社会Ⅱ強制にたいする優位をみとめたものと読みこむのだ。

国民的言語統一のためには、社会において言語順応主義がつくる「分子的過程の複合体」を充分に把握しつつ、介入をしなければならぬが、「この介入をへ決定的なもの」とみなしてはならないし、めざす目的がすべて個々の点にいたるまで達成される、つまり、あらかじめ決められたかたちの統一言語が獲得できると想像してはならない。統一言語が必然であるなら手に入るだろうし、組織だった介入が、すでに存在する過程のテンポを速めるだろう。その言語がどのようなものになるかは、前もって予見も決定もできない。とにかく、介入が合理的であるなら、それは伝統と有機的に結びついているだろう。このことは、文化の秩序において重要性をもたないわけにはいかない⁽³¹⁾。」

だが、なぜグラムシは、これほどまでに「言語統一」の問題にこだわるのか。それは、いまだイタリアには真の意味での国民的共通語が存在せず、ダンテ以来の「言

語問題」は、根本的にはなんら解決していないととらえたからである。

知的カーストと化した伝統的知識人、北部と南部の対立に象徴される深い地域格差、相互の有機的交流がなく断絶したままの上位階級と下位階級、都市と農村との離反、国民的共通語の不在は、これらイタリアの歴史的現実の生んだ帰結であった。グラムシによれば、イタリアにおいて「国民(nazione)」なる語は、たんなる文学的修辭にすぎない。自身がイタリア語とサルデーニャ語の二言語使用者であったグラムシの目からとらえられた「言語問題」は、こうして、言語規範の設定の問題をこえて、これらの現実の交革をも射程にとらえた「文化的ヘゲモニーの再編成」⁽³²⁾の問題とあらわれる。

グラムシが主題にかかげた「イタリアの言語問題。マゾーニとG・I・アスコリ」は、まさにここに直結する。リソルジメントによる統一国家の成立後、マンゾーニは、学校教育をつうじて各地の方言をフィレンツェ語におきかえることで、言語統一をはたそうともくろんだ。しかし、言語学者アスコリは、これにきびしく反対し、真の国民語は、あくまで国民全体の文化活動の高揚のな

かから発する「創造的同意」(これはアスコリ自身のことば)によってのみ生みだすことのできるものだ」と主張した。グラムシの要約によれば、アスコリは「より歴史主義的であって、法律的命令による、経済的文化的構造をもたない、言語的ヘゲモニーは信じていない」⁽³³⁾のである。《言語問題》において、グラムシはこのアスコリの立場を継承するものと見るロビビロの把握は、充分に説得的である。(マンゾーニとアスコリの対立についてくわしく論じるのは、べつの機会にゆずる。)

ロビビロはこう結論づける。「権力は、言語権力であっても、まず市民社会において獲得せねばならない。支配が効力をもちうるのは、ただヘゲモニーの延長と強化によってのみである」⁽³⁴⁾。

しかし、問題はのこる。ロビビロの意図はどうあれ、この文章は両義的な読みかたを許す。問題は、ヘゲモニー概念そのものの双極性にかかわる。⁽³⁵⁾グラムシのヘゲモニー論は、知識人と民衆との同盟による《歴史的プロック》の創出の条件の把握という側面にかぎられはせず、同時に、近代国家による市民社会の統合様式、《ヘゲモニー装置》の分析によってなりたっているのだが、ロビ

ビロはこの後者に深い考察をはらっていない。その結果、社会に自生する権力という有効な視点をうちだしながらも、市民社会／政治社会の対立を実体化し、《自発的同意》なるものを、無批判に文字通りのものとしてとらえずに論じている。ここで、すこしヘゲモニー概念じたいについて論じるひつようがある。

5

たしかに、『獄中ノート』では、ヘゲモニー (egemonia) / ディッタトゥーラ (dittatura) の対立は、市民社会／政治社会、同意／強制、指導／支配、私／公という二分法にかさなるものとして定義されている。しかし、この二分法じたいが、資本主義国家の自己解釈、自己正当化のためのものであることくらい、グラムシは承知していた。だからこそ、グラムシは経済への政治の介入を拒む自由貿易主義を批判して、「市民社会と国家とは一体である」と述べ、市民社会と政治社会の区分は、「有機的区別」⁽³⁶⁾ではなく「方法的区別」であると主張するのである。だが、その方法論とはいかなるものなのか。

グラムシは、クローチェとジェンティレのおのおの

の国家観を比較してこう言う。「クローチエは、市民社会と政治社会、ヘゲモニーとディクタトゥーラのあいだに区別を設けようと欲している。大知識人はヘゲモニーを行使する。それはある協調を、すなわち能動的、自発的な(自由な)同意を、すなわち自由主義的—民主主義的の制度を前提とする。ジュンティエーレは、同業組合的〔—経済的〕局面を、歴史行為における倫理的局面とみなしている——ヘゲモニーとディクタトゥーラは区別することができず、力はただちに同意である、政治社会と市民社会を区別することはできない、存在するのはただ国家、いうまでもなく国家—政府である云々⁽³⁷⁾」

グラムシのヘゲモニー論は、これら両者を同時に批判し、この対立をつくりだす認識論的場そのものをのりこえることをめざしていた。「国家—政治社会—市民社会、すなわち強制の鎧をつけたヘゲモニー⁽³⁸⁾」というのは、その最終的な定式化であるが、グラムシの認識をささえたのは、〈力関係〉の概念である。

「宗教を乗り越えているのは、フランス革命の諸原理ではなくて、これらの原理を乗り越えている学説、すなわち自然法に対置される力の学説である⁽³⁹⁾」。

「ノート1」を開くとすぐさまあらわれるこの一節は、グラムシの全思考過程の足場となっている。これを右の議論に接続させてみよう。宗教といっても、文字通りにとるひつようはない。ジュンティエーレの言う〈倫理国家〉がそうであるように、国家が社会の全体を統合し、そこに超越的原理として〈魂〉をあたえるということだ。それには、自然法の立場にたてば、独立した諸個人の自由な活動と相互の自由な契約こそ社会の本質であり、国家はその社会規則からの逸脱を監督する一公機関にすぎないとみなされる。知識人による文化的活動を社会の基礎とみなすクローチエの見方は、その文化主義的派生物である。

奇妙なことに、これら両者とも、国家はなんらかの外部の根拠づけがひつようなものとみなしている。ところが、グラムシにとって、国家はなんらそのようなものをひつようとしないうち内面としてあらわれる。そこにあるのは、たださまざまな方向づけをもつ〈社会的ちから〉の交錯と凝集である。グラムシが、国家を階級支配や秩序維持のための道具とみる国家道具観から完全に手を切ったというのは、この意味においてである。

現実とは、「静止し不動のもの」ではなく、「たえず運動し均衡の変化する力関係」のことだ。そして、力関係を構成するひとつの契機がドミナントなものとなり、経済的政治的局面だけでなく、〈知的道徳的〉な局面まで包含したときに、〈ヘゲモニー〉が形成される。「力関係の種々の段階は、ヘゲモニーと倫理的—政治的関係の領域で、はじめて頂点に達することができる」⁽⁴³⁾のである。市民社会／政治社会、同意／強制という二分法じたいが、こうした力関係の内部におけるヘゲモニーの効果としてあらわれるのであり、ヘゲモニーの成立の根拠が、それらの二分法のなかにあるわけではない。

それだけではない。バダローニの言うように、ヘゲモニー論の前提は、「浮動する状況、分散した諸力の存在」⁽⁴²⁾であって、そこではつねにふたつの〈陣地戦〉の戦略、ふたつの順応主義が対峙しあっているのである。その一方から他方をわかつものは、〈自発的同意〉でも、〈知的道徳的指導〉でもなく、グラムシがソレルからうけついで〈切断 (Scission)〉の論理であらう⁽⁴³⁾。

こうした状況を前にしてグラムシが語る〈ヘゲモニー〉とは、中立的分析を旨とする解釈カテゴリーでもな

ければ、来たるべき未来像を描く概念でもない。「歴史主義はその本性によって、みずからを定言的あるいは説教的な形式で表現しようと考えすることはできない」⁽⁴⁴⁾のであって、「重要なのは、〈みんな〉の個々の生活に新たに科学をみちびきいれることではなく、すでに存在する活動を革新し批判的なものにする」⁽⁴⁵⁾ことである。その意味で、ヘゲモニー概念は、グラムシがマルクスに見いだしたのおなじ、「過渡期の矛盾をうきばりにする表現」⁽⁴⁶⁾なのである。

6

したがって、ヘゲモニーとは自発的同意にもとづく知的道徳的指導であると、念仏のようにくりかえすのは意味がない。重要なのは、その運動過程と作用の特異性である。

たしかに、ヘゲモニーは、均質的集団意識の形成をめざすのだが、それはひとつのイデオロギーが支配的となり社会を全体的に統合するからという説明をグラムシはとらない。それは結果の一部にすぎず、重要なのは、ある変動の要素が社会のさまざまな局面に伝播、浸透する

微細な過程なのである。そして、それだからこそ、ヘゲモニーの作用は非均質的とならざるをえない。「まさしくそれゆえ、『均質的中心からの均質的行動様式の組織的伝播』という前提だけでは充分でないのである。同じ光線も、異なるプリズムをとれば、異なった光の屈折を示す。すなわち、同じ屈折を得ようとするなら、個々のプリズムの実に一連の歪修正が必要である。」⁽⁴⁷⁾

このことは、ヘゲモニーによる力関係の変動が、〈爆発〉によってはおこらないということだ。「すなわち、思考様式・信条・見解における変化は、急速で全面化する『爆発』によって起こるのではなく、たいていの場合きわめて雑多な『定式』にしたがって『継起的結合』によって起こる⁽⁴⁸⁾」。このような変動のありさまを、グラムシは「分子的な、細微をきわめ、分析されつくした毛細管的過程⁽⁴⁹⁾」としてえがくのである。中心をもたない非均質的な場における、力関係の〈分子的〉変動とその浸透過程こそ、ヘゲモニー概念がさしめそうとしているものにはかならない。⁽⁵⁰⁾

このように読みかえるなら、ロビバロの言うように、グラムシは言語改新の伝播のありさまにヘゲモニーの現

象のひとつの原型をみたと言えるかもしれない。それはまさしく、言語という非均質な場における分子的過程としてとらえられたからだ。ところが、ロビバロは、バルトリ、メイエ、ジリエロンらが、言語改新とその伝播の原因を、うけいれられた言語の文化的権威 (prestige) によるとした把握をうけて、グラムシは、権威への自発的同意にもとづくヘゲモニーという考えを発展させた主張するのである。たしかに、グラムシ自身、ある箇所では、ヘゲモニーを「権威 (prestigio) から〈歴史的に〉生まれた同意⁽⁵¹⁾」と定義している。しかし、この〈権威〉〈同意〉なるものは、ヘゲモニーの効果として、事後的に承認されたものにすぎない。ヘゲモニーの成立の根拠として、〈権威〉や〈同意〉などといった一種の社会心理学的な実在を想定することは、結果を原因ととりかえるものでしかない。そのことは、ヘゲモニー概念それじたいの特異な歴史性をおおいかくすものとなる。だが、グラムシは、ヘゲモニー、少なくとも〈ヘゲモニー装置〉を、近代資本主義国家になってはじめて登場した権力の様式としてとらえているのである。

「ブルジョア階級によって、法概念したがって国家の機能にもたらされた革命は、とりわけ順応の意志（したがって法と国家の倫理性）にある」とグラムシは言う。それまでの諸支階級が閉ざされたカーストをつくるにどどまったのにたいして、「ブルジョア階級は、全社会を自己の文化的小よび経済的水準に同化させながら、これを吸収することのできる不断に運動しつつある有機体として自らを押し込んでいる。国家の全機能は変り、国家は『教育者』となる。」⁽⁵²⁾

〈教育者〉となるといっても、たんに国家が教育制度の掌握と管理を、みずからの重要な任務にみなすようになったという意味だけではない。社会空間全体が、その細部にいたるまで教育装置となり、〈規律〉の学校となるということだ。順応主義を育てる〈自発的同意〉というのは、その巧妙な教育的戦略にはかならない。じじつ、「市民社会は、『制裁』や拘束的『義務』なしに活動するが、それにもかかわらず、集団的圧力を行使し、慣習や、思考と行動の様式や、道徳や、その他等々を仕上げるな

かで客観的成果をおさめる」のである。⁽⁵³⁾

これこそ、グラムシが〈ヘゲモニー装置〉とよぶものである。グラムシのヘゲモニー論は、そのさまざまな具体的分析からなりたっているのだが、ここではつぎの二点だけにふれる。すなわち、「治安 (polizia)」領域の拡大と住民の「規格化 (standardizzazione)」である。

「治安」とは、「警察の公的組織についての資格をあたえられたあの官憲組織」ではなく、「国家の人口の大きな部分が恒常的または臨時的等々の多かれ少なかれ明確で特定の関係をもって直接または間接に参加している、はるかにより広大な組織」である。つまり、それは「社会体の管理全般」⁽⁵⁴⁾のための技術の総体なのだが、たんに〈治安〉の対象が、あらゆる住民にまで広がったというだけではなく、住民ひとりひとりがこの〈治安〉の維持のための能動的な主体となっているということだ。それは見えない〈官僚制〉である。「どの市民も、国家—政府がえがく方向で社会生活のなかで活動するならば、『官吏』となる」⁽⁵⁵⁾のである。だから、〈治安〉といい〈官僚制〉といっても、グラムシは、行政機構や政治制度だけを念頭においているわけではない。それらは、〈市民

社会〕のなかで自動的にたらく権力のメカニズムなのである。この点で、グラムシのヘゲモニー論は、いっさいの制度論的前提とは無縁である。

その一方、「広大な住民大衆の規格化(コミュニケーション、新聞、大都市、等々)と結びついた歴史の局面のあとに、分子的諸過程は過去よりはるかに急速に進展する」⁽⁵⁷⁾。グラムシは、この〈規格化〉のありさまを、「イデオロギーの世界を動かす文化的組織化」⁽⁵⁸⁾のミクロな分析をとおして『獄中ノート』のいたるところでえがくのだが、そのまなざしは、学校、教会、組合などの組織だけでなく、新聞、書籍、映画、演劇、ラジオなどのコミュニケーション・メディア、さらには広場での議論や日常会話、あげくに、建築物や街路の名前にまでおよんでいる。つまりは、社会的コミュニケーション関係をつくるあらゆる要素が、ヘゲモニー装置の回路となりうるのである。けれども、こうした複雑で混質的な諸回路が、ひとつの支配的イデオロギーによって統御されているわけではない。「国家は、一貫した単一で同質的な構想をもってはおらず、そのかわりに、知識人が階層ごとに、あるいは同一階層の領域のなかに分散して」⁽⁵⁹⁾それぞれの

ヘゲモニーを行使するのである。知識人論が、ただちに国家論に結びつくのは、この視点からである。

ただし、知識人が国家になりかわってヘゲモニーの主体となるわけではない。ヘゲモニー装置は、特定の主体が思いのままに使うことのできる道具ではない。それは、個々の回路系を経由してはたらく力関係のなかに内在している。グラムシは、それを充分に理解していたようだ。「破壊することはむずかしい。創造するのとまったく同じくらいにむずかしい。物体を破壊しようというのでないから、物体にひそんでいるにせよ、目に見えず、さわることのできない『関係』を破壊することが問題なのである」⁽⁶⁰⁾。

8

わたしたちは、ふたたび〈言語〉の問題にもどる。グラムシは、〈国民的言語順応主義〉が形成される回路を具体的にあげているが、それらは右で見た〈規格化〉の回路とびったり一致している。グラムシは、書かれる以前の〈規範文法〉の存在を指摘することによって、ありうべき言語統一のすがたをえがいたと同時に、近代国家

においては言語統一が統治可能性をもたらすヘゲモニー装置として機能することを示唆している。そうでなければ、「ノート22」の〈アメリカ主義とフォード主義〉の鋭い考察を経ていたグラムシが、わざわざ、言語統一とテラー・システムを対比させていることの意味が失われる。

ロ・ピバロの書には、この観点からの考察がまったくない。あたかも、政治的強制なしにアドリア海沿岸にヴェネツィア語が広まっていったことと、近代国家における方言から〈国語〉への言語交換とは、両者とも、一方の言語の〈文化的権威〉への〈同意〉によっておこなわれたと言わんばかりなのだ。しかし、近代以前のどの国家も、すべての住民が同一の言語を話すことを要求しなかったし、望みもしなかった。〈国語〉とは、〈治安〉の拡大と〈規格化〉の進展と結びついた特異なヘゲモニー装置なのではなからうか。

この点があらわになるのは、フランス革命における言語政策の解釈においてである。

ロ・ピバロは、都市と農村の同盟による国民的ヘゲモニーの創出にジャコバン主義の本質をみるグラムシの解

釈を、かつてに言語政策にあてはめる。革命家たちは、方言から〈国語〉への言語交換はすでに自発的に行なわれている過程であると把握し、他方、地方はすすんでパリの権威をうけいれた。つまり、その言語政策は、人為的強制によるのではなく、自発的同意にもとづき、〈国語〉の普及の速度をはやめることによって、言語的ヘゲモニーを確立することを目ざしていたというのである。⁽⁶¹⁾

ロレンツォ・レンツィの『フランス革命の言語政策』⁽⁶²⁾は、それについて近年書かれたうちでもっとも均勢のとれた本であるが、そこでは啓蒙主義的合理主義にもとづいたジャコバン主義的解決が、方言と少数言語の排除をめざす言語テロルをみちびいた点が指摘される一方で、ある面ではロ・ピバロの論点をうけいれて、とくに言語政策を主導した「グレゴワールには暴力の発想はなかった」⁽⁶³⁾として、その言語統一の真の構想は、市民の観点からの広汎な政治参加をうながす民主主義的なものであったと評される。レンツィによれば、〈言語抑圧〉という概念は、法的強制によりある言語の公的使用を禁ずる場合のみあてはまると見なされる。

つづいてあらわれたセバスターノ・ヴェッキオの

『記号回路と政治』⁽⁶⁴⁾という本では、ロッシピバロの論点がいつそう拡大敷衍させられる。ヴェッキオは、フランス革命の言語政策の本質を把握するためには、「社会的、市民的側面に着目し、制度的支配にかんする側面は捨象して、同意の組織化を考察する」⁽⁶⁵⁾ことが肝要とみなす。

その結果、グレゴワールの構想は、地方のおくれた閉鎖性を打破し、教育制度を充実させ、科学的知識を普及させることをめざす「文化主義的性格」をもつものであり、方言の「絶滅」「破壊」という発言は、時代の精神にひきずられた「勝ち誇ったレトリック」にすぎないということになる。⁽⁶⁶⁾ 自発的同意にもとづくヘゲモニーというグラムシ的用語をもちいながらも、じつはこれほど非グラムシ的なアプローチはない。市民社会は国家と一体であり、「文化は、別個の『領域』ではなく、政治的実践のダイメンションである」⁽⁶⁷⁾というグラムシの根本的な認識は、もののみごとに忘れさられているのだ。

たしかに、フランス革命の言語政策を、「政治的強制」の観点からのみとらえるのは、一面的であろう。しかし、これらの論者がいちように論拠とする、方言から〈国語〉への転換が自発的におこなわれたという事態は、革

命家と地方の同調者の言説のなかに語られていることにすぎない。それがまったくのつくり話だったというのではない。ただ、その事態を万人がしたがうべきあたりまえの真理として通用するようにさせることが、それらの言説＝権力の秘めた本当の目的ではなかったか。

- (1) Gramsci, Antonio, *Lettere dal carcere, a cura di Paolo Spriano*, Torino, 1971, pp. 35—36. (『グラムシ＝獄中からの手紙』合同出版。二七頁。)
- (2) Gramsci, Antonio, *Quaderni del carcere, a cura di Valentino Gerratana*, Torino, 1975 (以下QCと略) p. 1. (『グラムシ獄中ノート』I・獄中ノート翻訳委員会訳、大月書店〔以下委員会訳と略〕、八四頁。)
- (3) QC, pp. 2339—2351.
- (4) たとえば、G・フョーリ『グラムシの生涯』平凡社、一〇一—一三頁。
- (5) Lo Piparo, Franco, *Lingua, intellettuali, egemonia in Gramsci*, Bari, 1979.
- (6) Croce, Benedetto, *Problemi di estetica*, Bari, 1910, pp. 172—176.
- (7) *ibid.*, pp. 174—175.
- (8) QC, p. 2341.
- (9) *ibid.*
- (10) たとえば、QC, pp. 1543—1546 では伝統的の学校教育

に於けるキリシヤ・ラチン語文法の役體を、QC, p. 1892
『社会意識と文法との結びつきを論じよう』。

- (11) QC, p. 2341.
 (12) *ibid.*, pp. 2341—2342.
 (13) *ibid.*, p. 1330.
 (14) *ibid.*, p. 739.
 (15) *ibid.*, p. 352.
 (16) *ibid.*, pp. 351—352, pp. 700—701.
 (17) *ibid.*, p. 2342.
 (18) *ibid.*
 (19) *ibid.*, p. 2343.
 (20) *ibid.*, p. 2344.
 (21) *ibid.*, p. 2347.
 (22) Lo Piparo, *op. cit.*, pp. 80—83.
 (23) Rosiello, Luigi, *Linguistica e marxismo nel pensiero di Antonio Gramsci*, in Ramat, Paolo et al. (ed.), *The History of Linguistics in Italy*, Amsterdam, 1986, pp. 255—256.
 (24) QC, p. 1458.
 (25) QC, p. 1766. (『ナリトミ獄中ノ一』石堂清倫訳、三一集頁〔五ノ五章第六段〕二〇七頁)。
 (26) QC, p. 1456.
 (27) Lo Piparo, *op. cit.*, p. 245.
 (28) *ibid.*, p. 248.
 (29) *ibid.*, p. 253.
 (30) Bobbio, Norberto, Gramsci e la concezione della società civile, in Gramsci e la cultura contemporanea, Roma, 1968, pp. 75—100.
 (31) QC, pp. 2345—2346.
 (32) *ibid.*, p. 2346.
 (33) *ibid.*, p. 82. (参見参訳、一八七頁)
 (34) Lo Piparo, *op. cit.*, p. 256.
 (35) Buch-Chucksman, Christine, Gramsci et l'Etat, Paris, 1975, pp. 75—76 (『ユダニクリトミヤクノ『社会意識』合同出版、七八—七九頁)；Id., *State, Transition and Passive Revolution*, in Mouffe, Chantal (ed.), *Gramsci and Marxist Theory*, London, 1979, pp. 230—231.
 (36) QC, pp. 1589—1590. (译集第六七頁)
 (37) *ibid.*, p. 691. (原註二六一—二九二頁)
 (38) *ibid.*, pp. 763—764. (原註二二三頁)
 (39) *ibid.*, p. 7. (参見参訳八七頁)
 (40) *ibid.*, p. 1578. (石堂訳九〇頁)
 (41) *ibid.*, p. 1597. (同右八〇頁)
 (42) Badaloni, Nicola, *Il Marxismo di Gramsci*, Torino, 1975, p. 115.
 (43) *ibid.*, pp. 137—145.
 (44) QC, p. 2301.

- (45) *ibid.*, p. 1383.
 (46) *ibid.*, p. 2301.
 (47) *ibid.*, p. 33. (委員会訳一二二頁)
 (48) *ibid.*, p. 34. (同右一二三頁)
 (49) *ibid.*, p. 1058. (石堂訳一四五頁)
 (50) この了解釈をとるに当たって参照したのは、フーコーの権力理論である。ロビンソン自身も、フーコーの概念とフーコーの権力概念の類似性を指摘してゐる。Lo Piparo, *op. cit.*, p. 122) 'その論点を発展させていかなら。この点では、不十分ながらも、Smart, Barry, The Politics of Truth and the Problem of Hegemony, in Hoy, David Couzens (ed.), Foucault: A Critical Reader, Oxford, 1986, pp. 157—173 を見よ。
 (51) *QC*, p. 1519.
 (52) *ibid.*, p. 937. (石堂訳二三〇頁)
 (53) *ibid.*, p. 1566. (同右二〇二頁)
 (54) *ibid.*, pp. 278—279. (委員会訳四二九頁)
 (55) 『ミシェル・フーコー——権力・知・歴史』新評論一七八頁。この観点を発展させたものが、Donzelot, Jacques,

- es, La Police des familles*, Paris, 1977.
 (56) *QC*, p. 340. (石堂訳二八七頁)
 (57) *ibid.*, p. 1058. (同右一四六頁)
 (58) *ibid.*, p. 1394.
 (59) *ibid.*
 (60) *ibid.*, p. 708.
 (61) Lo Piparo, *op. cit.*, pp. 196—207.
 (62) Renzi, Lorenzo, *La Politica linguistica della rivoluzione francese*, Napoli, 1981.
 (63) *ibid.*, p. 165.
 (64) Vecchio, Sebastiano, *Il Circuito semiotico e la politica*, Acireale, 1982.
 (65) *ibid.*, p. 39.
 (66) *ibid.*, p. 103.
 (67) Bucì-Glucksmann, Gramsci et l'Etat, p. 330 (前掲邦訳書四〇九頁)
 「邦語文献の引用のせいで、訳語を変更をせういたしたいところもあることを、きくとわりしておく」
 (福島大学専任講師)